

高知県が所有する自動車の任意保険加入契約

要求仕様書

令和 8 年度
高 知 県

1 件名

高知県が所有する自動車の任意保険加入契約

2 保険の種類

フリート契約

3 加入対象自動車

(1) 加入対象自動車

高知県が所有する自動車。

ただし、次に掲げる自動車は除く。

① 高知県警察本部が管理する自動車

② 無償貸与している公用車など加入の必要がないと知事が認めた自動車

(2) 加入対象自動車明細

加入対象自動車は 886 台（令和 8 年 9 月 30 日現在）で、その明細は別表のとおり。

ただし、自動車の更新等により契約時に変更する場合がある。

4 要求補償内容（以下の内容以上の補償を行うこと）

(1) 全加入対象自動車共通

免責 0 円

(2) 高知 830 て 2525、高知 830 さ 3939、高知 830 ち 1515、高知 830 さ 1717、（別表No.1、3、4、1000 の高知若草特別支援学校で使用しているスクールバス）、高知 300 そ 575（別表No.5 の高知県立農業大学校で使用している生徒送迎用バス）、高知 22 す 717（別表No.446 の高知県立農業高等学校で使用している生徒送迎用バス）及び高知 200 さ 679（別表No.969 の高知県立林業大学校で使用しているスクールバス）の自動車

① 対人賠償保険 無制限

② 対物賠償保険 無制限

③ 人身傷害保険 10,000 万円（1 名につき、被保険自動車搭乗中のみ担保。
なお、1 事故保険金額は、これに乗車定員を乗じた金額）

④ 特約 対物超過修理費用補償特約
弁護士費用特約（1 事故あたりの限度額 300 万円）

(3) その他の自動車

① 対人賠償保険 10,000 万円

② 対物賠償保険 100 万円

(4) その他留意事項等

① 対人賠償保険に自損事故傷害特約及び無保険車事故傷害特約が自動付帯される場合であってもこれらの特約は不担保とすること。

また、人身傷害保険において県職員への補償は不担保とすること。

なお、これらを不担保とできない場合は、応札仕様書にその旨を明記すること。

- ② 自動車を公務に使用している場合の事故のみを補償の対象とする。
- ③ 酒気帯び運転、飲酒運転又は麻薬等薬物使用中の運転者により発生した事故も補償の対象とする（ただし、車両保険・人身傷害保険については、補償対象としない）。
- ④ 上記自動車の運転者は、ほとんどの場合県職員であるが、県職員以外の者が運転する場合もある。

ア 県との契約による場合

例：高知若草特別支援学校スクールバス、県立農業大学校生徒送迎用バス、アウトソーシング業務に使用する軽四貨物自動車 等

イ 契約は交わさないが、申請を受け、これを承認することにより貸出する場合

- ⑤ 加入対象自動車全てについて、示談代行サービス付であること。
- ⑥ 補償対象とならない対人・対物賠償事故でも、相手方との交渉に関わるアドバイスをし、示談書等の書類作成の支援をすること。
- ⑦ 高知県内に事故対応拠点があること。
- ⑧ 24 時間 365 日の事故受付及び初期対応ができること。
- ⑨ 入札公告の日から開札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない業者の保険商品であること。
- ⑩ 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていない業者の保険商品であること。
- ⑪ 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しない業者の保険商品であること。

5 契約期間

令和 9 年 2 月 1 日 16 時から 1 年間

6 その他の条件

- (1) 契約期間中に、加入対象自動車の更新等により、加入対象自動車は随時に変更する。
- (2) 当該任意保険に加入していない自動車による事故案件について、県の示談交渉等の助言を行うこと。

7 参考事項

現在の割引率：51%（優良割引 46%＋多数割引 5%）

次年度適用される割引率：81%（優良割引 76%＋多数割引 5%）